

## 第 4 1 4 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

### 第 3 本件各審査請求に至る経過

#### 1 審査請求①について

(1) 令和 3年 1月25日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

愛知県知事リコール署名に関する調査

調査結果のまとめ（千種、中村、中、瑞穂、守山、名東、天白区分）

(2) 同年 2月 5日、実施機関は、本件公開請求①に対して、「愛知県知事リコール署名に関する調査 調査結果のまとめ（千種、中村、中、瑞穂、守山、名東、天白区分）」（以下「本件行政文書①」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月10日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

#### 2 審査請求②について

(1) 令和 3年 2月 1日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

愛知県知事リコール署名に関する調査

調査結果のまとめ（緑、港、南、北、東、西、昭和、中川、熱田）

(2) 同月12日、実施機関は、本件公開請求②に対して、「愛知県知事リコール署名に関する調査 調査結果のまとめ（緑、港、南、北、東、西、昭和、中川、熱田）」（以下「本件行政文書②」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月15日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

#### 第4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書①及び②（以下「本件各行政文書」という。）の一部を公開しない理由として、次のとおり主張している。

(1) 市並びに県及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第7条第1項第4号に該当する。

(2) 市及び県が行う愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査（以下「本件調査」という。）の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第1項第5号に該当する。

2 上記1に加え、実施機関は、弁明書及び追加弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件各行政文書について

ア 本件調査は、令和2年8月25日に署名収集活動が開始された愛知県知事への解嘱請求（以下「本件リコール」という。）にあたって、愛知県内の市区町村選挙管理委員会に仮提出された署名簿の現状を把握し、現行制度の問題点・課題等を整理・検討して、直接請求制度が適切に運用されるための提案を総務省に提出することを目的として愛知県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）が行ったものである。

イ 県選管に対して、仮提出された署名簿について、県民から自身が書いた覚えのない署名があったとの情報や、請求代表者の一部からも不正な署名が多数存在するとの情報の提供があったことから、県選管は本件調

査の実施を決定し、同年12月21日付けで当該調査の依頼文（以下「本件調査依頼文」という。）を、署名簿が仮提出された愛知県内の市町村選挙管理委員会に送付した。

ウ 実施機関は、同月24日に選挙管理委員会を開催し、本件調査の実施を決定し、同日付けで名古屋市内16区選挙管理委員会（以下「各区選管」という。）に当該調査の実施を依頼した。

エ 本件調査は、各区選管が、仮提出された署名簿に記載された各署名が有効かを調査し、有効と認められないとしたものは、その事由を県選管から指定されたエクセルファイルに入力し、実施機関を経由して調査結果を県選管に提出するという方法で行った。

あわせて、名古屋市（以下「本市」という。）においては、各区選管における調査結果を実施機関が一括して把握するために、本件各行政文書を作成し、実施機関に提出するように各区選管に対して指示を行った。

オ 本件調査により判明した結果の一部について、県選管が令和 3年 2月 1日に記者発表を行った。当該記者発表の内容については、愛知県内の市区町村選挙管理委員会にも送付されたが、その際に、県選管から、各市区町村において内訳等の情報を個別に公表等しないよう依頼があった。

カ 本件各行政文書には、各区選管が本件リコールに係る署名簿を調査した結果を集計した数値が、有効な署名と認められない事由ごとに表形式で記載されている。当該調査結果は、県選管が仮提出された署名簿の現状を把握し、直接請求制度の適切な運用を総務省に提案するための重要な検討材料であり、当該事務における県選管の意思決定において、重要な資料となる情報であった。

## (2) 条例第 7条第 1項第 4号該当性について

ア 本件リコールは、その運動が始まった当初から、一部県民において関心が非常に高い事柄であり、関連する情報が報道やSNSを通じて拡散されるたび、県選管及び実施機関の事務局に対して問合せや要望、抗議等の電話が寄せられ、県選管及び実施機関の事務局の業務に度々支障をきたしていた。

イ また、県選管によると、本件調査を開始した令和 2年12月21日以降は、当該調査を行うこと自体の是非をはじめとして、当該調査に対する様々な問合せや要望、抗議等の電話が県選管の事務局に殺到し、県選管の事

務局の業務に支障をきたす状況であり、加えて、県選管委員長の個人事務所にも、同様の電話が寄せられている状況であった。

ウ 令和 3年 2月 1日の県選管の記者発表資料において、本件調査結果のうち「調査署名数」「有効と認められるもの」「有効と認められないもの」及び「割合」が公表された。これは、世間の耳目を集めた本件調査について、検討・協議段階にあった当該調査に関する県選管の意思決定の中立性が不当に損なわれまいと考えられる範囲で、その概要が公表されたものである。

エ 本件処分①及び②（以下「本件各処分」という。）においては、本件各行政文書に記載されている上記ウで公表された項目以外の内訳件数（以下「本件情報」という。）について、本件調査における協議及び検討に関わる部分として非公開とした。

本件情報は、各区選管における有効と認められない署名についての事由の集計値が記載されているが、本件各処分時点において、県選管の検討・協議は継続して行われていたため、公開することにより、本市内における当該調査の事由別結果が明らかとなり、これまで以上に多くの問合せや要望、抗議等が殺到することが容易に想定された。その結果、県選管の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあったと考えられる。

(3) 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

上記(2)で述べたとおり、本市分を公にすることにより、本件調査に関する県選管の意思決定の中立性が不当に損なわれることになれば、その結果、県選管が行う当該調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあったと考えられる。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、同じ案件で他市町村選挙管理委員会は公開していると主張するが、本件情報が公になることは、本件調査結果の傾向を明らかにすることにつながり、県選管の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、県選管の当該調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあったことは明らかであるため、審査請求人の主張は本件各処分を覆すものではない。

(5) 条例第 7条第 1項第 3号該当性の追加主張について

実施機関は、令和 5年 1月11日付けで追加弁明書、同年 5月30日付けで

当該追加弁明書に係る補足資料を提出し、条例第 7 条第 1 項第 3 号該当性について以下のとおり追加主張している。

ア 本件リコールは、署名簿が仮提出される前の令和 2 年 10 月頃から署名簿偽造の疑いがあるなどの情報が県選管に寄せられていた。

イ 本件調査依頼文の中で、「調査の結果によっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の罰則の適用に向けた動きになることも想定されます。今後の対応については、現在、警察当局と協議中であることから、調査期間中はもちろんのこと、調査結果の報告後においても、県からの指示があるまでは外部への公表は行わないこと。」との記載があった。当該調査結果を公表しないことについては、今後の罰則の適応に向けて警察当局と協議中であるということも踏まえると、警察当局からの要請であると実施機関は判断した。

ウ 令和 3 年 1 月 26 日、本件処分①を行うにあたり、本件調査結果を公開してよいかどうかについて県選管の考えを確認したところ、当該結果の内訳については、本件調査依頼文のとおり非公開とするべきであるが、本件調査の調査項目については、県選管がすでに開示決定を行っているため、公開として差し支えないとの回答があった。この回答を踏まえ、調査項目を公開するかどうかについては、実施機関が判断することになった。

エ 同月 29 日、警察当局から守山区選管及び天白区選管に対して、本件各行政文書を含む文書について、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号。以下「刑訴法」という。）第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会が寄せられた。あわせて、立件の可否も含めて検討している段階であり、公開された場合、今後の捜査に支障が出るため、当該照会で回答した内容や当該照会そのものについて、内容を外部に漏らさないよう同条第 5 項により求められた。その後、その他の区選管に対しても、同様の捜査関係事項照会が寄せられた。

実施機関は、この時点で警察当局の捜査が開始されていることを認識し、警察当局に全面的に協力する必要があると判断した。

オ 同年 2 月 3 日、弥富市議会議員 5 名が本件リコールに関し、地方自治法違反等の疑いで、名古屋地方検察庁に告訴状を提出した。

また、同月 5 日、碧南市議会議員 3 名が碧南警察署に告訴状を提出した。さらに、同日、愛知県労働組合総連合が刑事告発を求める要請文を県選管に提出した。

カ 上記アからオのことを踏まえ、実施機関は、以下の点を総合的に考慮し、警察当局の捜査が行われていることを認識し、公共の安全と秩序の維持を確保する利益が十分にあり、本件情報を公にすることにより、犯罪捜査が適正に行われなくなると判断し、本件処分を行った。

(ア) 本件各処分時点において、すでに刑事告発がされており、警察が捜査を行っていることが確認できること。

(イ) 上記(ア)の捜査の一環として送付された捜査関係事項照会において、警察当局から、本件調査結果の内訳については、今後の捜査に支障が出るため、内容を外部に漏らさないよう刑訴法第197条第5項により求められていること。

(ウ) 本件情報を非公開とした理由として、犯罪企図者側に偽造に使った名簿の証拠隠滅や関係者の口裏合わせなどの防御措置を講じられるおそれがあること、犯罪企図者側が所有している名簿に記載されている情報以上の付加価値を与え、今後の犯罪を行う際に活用されてしまうおそれがあること及び本件処分時点において捜査が非公開であることを考慮すると、犯罪企図者側に証拠隠滅などの防御措置を講じる動機を与えることになり、捜査が適正に行われなくなる可能性があると考えられること等があげられること。

(エ) 本件調査の実施主体である県選管が、今後の検討に影響が出ることから当該調査結果の内訳を公表しておらず、調査を行った市区町村に対しても公表しないように求めていること。

(オ) 本件リコールは、広く社会的な問題として認知されている状況であり、民主主義の根幹である選挙で選ばれた公職者を失職させる行為である直接請求において、不正や署名偽造などで署名数を大量に増加させ、虚偽により公職者を失職させる行為を行うことは、直接請求事務を所管する実施機関としてはもとより、広く社会一般にとっても許されるべきことではなく、署名の偽造行為に関する警察当局による捜査は、市民全体の基本的な利益を守ることに繋がることであるため公益性が高く、実施機関が警察当局の要請を受ける理由があると判断できること。

(カ) 調査項目については、上記ウの県選管の回答を踏まえたうえで、本

件調査内容は、署名数が法定署名数に達した場合における署名審査とほぼ同様の内容であり、その調査項目は過去の直接請求事務において公表されているほか、県選管がすでに開示決定を行っていることから、調査項目を非公開とするには合理性を欠くことになるかと判断できること。

## 第 5 審査請求人の主張

### 1 審査請求の趣旨

全公開せよ。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第 7 条第 1 項第 4 号及び第 5 号について

ア 同じ案件について、A 市にも公開請求をしたところ、公開された。A 市は、愛知県の事業ではあるが、文書の責任は A 市にあると言っていた。A 市の情報公開請求できちんと検討して、公開している。

イ 名古屋市は、県選管をおそれている。警察が介入したから、公開しない。

ウ 公開請求があった時点で、あるものは公開すべきである。

#### (2) 条例第 7 条第 1 項第 3 号について

ア 審査請求人が求めているのは、有権者の人数やおかしい署名の件数、割合である。捜査の遂行にどのような支障が生じるのか。

イ 審査請求人は、市議会議員の告訴や警察の捜査開始より早く公開請求をしている。優先権があるのではないか。

ウ 全体の人数や無効数を知られたことで、何の不利益があるのか。一市民の公開請求である。

## 第 6 審査会の判断

### 1 争点

以下の 3 点が争点となっている。

#### (1) 本件情報が条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否か。

(2) 本件情報が条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するか否か。

(3) 本件情報が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。

## 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 3 公開しない理由の追加について

実施機関は、本件事案の審議中に、公開しない理由の追加を行ったが、当審査会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては次のとおり判断する。

条例が公開しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、公開しない理由を処分の相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。公開しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審議の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、公開しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審査会において、新たに追加された公開しない理由について審議することができないとすると、当審査会より答申を受けた実施機関が、その新たな公開しない理由により、再び一部公開決定を行う可能性も否定できず、本件事案に係る迅速な対応を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は、追加した公開しない理由を記載した追加弁明書及び当該弁明書に係る補足資料を当審査会に提出し、当審査会は、審査請求人に対して、当該追加弁明書等の写しを送付するとともに、それに対する反論の機会をも与えた。

以上のことから、当審査会としては、追加された公開しない理由も含めて、本件事案の審議を行ったものである。

## 4 本件各行政文書について

### (1) 本件調査について

令和 2 年 8 月 25 日に署名収集活動が開始された愛知県知事への解嘱請求



(本件リコール) について、愛知県内の市区町村選挙管理委員会に仮提出された署名簿の現状を把握し、現行制度の問題点等を整理・検討し、直接請求制度が適切に運用されるための提案を総務省に提出することを目的として、県選管が行った調査事務である。

同年12月21日付で県選管が愛知県内の市町村に対して調査実施の依頼文書を送付し、各市区町村において調査が実施された。

令和 3年 2月 1日には、県選管が当該調査の取りまとめ状況を発表し、調査署名数、有効と認められるもの、有効と認められないもの及び割合について、愛知県内全体及び市区町村別に件数等を公表している。

(2) 本件各行政文書について

本件各行政文書は、上記(1)の調査について、本市内16区の結果を区ごとにまとめた資料である。

調査対象件数、有効な署名と認められない署名の合計数及び割合並びに有効な署名と認められない事由を記載した調査項目及び各調査項目の内訳件数が記載されている。上記のうち、各調査項目の内訳件数が本件情報である。

5 本件情報の条例第 7条第 1項第 3号該当性について

(1) 本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件各行政文書に関して、上記第 4の 2(5) エのとおり、本件各処分以前の令和 3年 1月29日から、各区選管に対して、刑訴法第 197条第 2項に基づく捜査関係事項照会が行われはじめていたことが認められる。また、当該照会には、同条第 5項に基づき、当該照会に関する事項をみだりに漏らさないよう求める旨の記載があったことが確認できる。

(3) さらに、本件各処分以前に、本件リコールに関して告訴がなされていること及び告発に向けた動きがあることが報道されており、上記第 4の 2(5) オのとおり、本件処分時点において実施機関が告訴及び告発について認識していたと認められる。

(4) 本件情報について、犯罪捜査に関する情報であると認識し、公にすることにより捜査の遂行に支障が生ずるおそれがあると判断したとの実施機関の主張は、上記(2)及び(3)のような状況を総合的に考慮すると、明らかに不合理であるとは認められない。

(5) 以上のことから、本件情報は、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。

6 本件情報の条例第 7 条第 1 項第 4 号及び第 5 号該当性について

実施機関は、本件情報が条例第 7 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に該当すると主張しているが、本件情報については、上記 5 のとおり、同項第 3 号に該当し、非公開とすることが妥当であると認められることから、重ねて判断しない。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5 及び 6 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3 年 3 月 5 日	本件各審査請求に係る諮問書の受理
令和 4 年 1 月 5 日	本件各審査請求に係る弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、本件各審査請求に係る弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
9 月 2 日 (第 37 回第 3 小委員会)	調査審議
11 月 4 日 (第 39 回第 3 小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第 39 回第 3 小委員会)	調査審議
12 月 2 日 (第 40 回第 3 小委員会)	調査審議
令和 5 年 1 月 13 日 (第 41 回第 3 小委員会)	調査審議
同日	本件各審査請求に係る追加弁明書の写し受理
同日	審査請求人に、本件各審査請求に係る追加弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出する

	よう通知
2月 3日 (第42回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第42回第 3小委員会)	調査審議
3月 3日 (第43回第 3小委員会)	調査審議
5月30日	本件各審査請求に係る追加弁明書に係る補足資料の受理
6月16日 (第46回第 3小委員会)	調査審議
6月20日	審査請求人に、本件各審査請求に係る追加弁明書に係る補足資料に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
7月14日 (第47回第 3小委員会)	調査審議
8月22日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人